

重要事項説明書

契 約 書

同 意 書

医療法人やわらぎ会

訪問看護ステーションやわらぎ

訪問看護ステーションやわらぎ重要事項説明書及び契約書

＜令和 7 年 4 月 1 日現在＞

1 ご利用施設

- ・施設名称 訪問看護ステーションやわらぎ
- ・所在地 北斗市追分 5 丁目 3 番 13 号
- ・介護保険指定事業者番号 第 0151580040 号
- ・電話番号 0138-49-8080
- ・ファックス番号 0138-49-8525

2 事業の目的と運営の方針

【目的】

要介護状態または要支援状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要性を認めた高齢者に対し、適切な運営および適正な指定訪問看護および指定介護予防訪問看護の提供を確保することを目的とします。

【方針】

- ① 訪問看護または介護予防訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。
- ② 事業の運営にあたり、必要なときに必要な訪問看護または介護予防訪問看護の提供ができるように努めます。
- ③ 事業の運営にあたり、関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療サービスとの連携に努めます。
- ④ 質の良い訪問看護サービスまたは介護予防訪問看護サービスを提供するため、訪問看護従事職員の研修を継続的に行い、資質の向上を図ります。

3 サービスを提供する事業所の概要

事業所名	医療法人やわらぎ会訪問看護ステーションやわらぎ
対応保険	介護保険・医療保険（精神科領域も対応可能）
所在地	北斗市追分 5 丁目 3 番 13 号
電話番号	0138-49-8080
介護保険指定事業者番号	0151580040
その他のサービス	介護老人保健施設、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所
サービスを提供する地域	北斗市（その他の地域以外の方でも、ご希望の方はご相談下さい。）

【職員体制】

従業者の職種	人 員
管理者	1 名
看護職員	2.5 名以上（常勤兼務）

4 サービス提供内容

①療養上の世話

清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）および排泄等の日常生活療養上の世話、ターミナルケア

②診療の補助

褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置

③リハビリテーションに関すること

④ご家族の支援に関すること

ご家族への療養上の指導・相談、ご家族の健康管理

5 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日まで 8 時 45 分～17 時 15 分です。

土曜日は 8 時 45 分～12 時 30 分です。

（常時、24 時間いつでも連絡がとれる体制を設けております。）

※ただし、国民の休日、8 月 13 日～15 日、12 月 30 日～1 月 3 日迄はお休みとさせていただきます。

6 サービス利用料

サービスに対する料金及び利用者様のご負担は別紙に記載するとおりです。

7 事故発生時の対応

当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

8 サービス内容に関する相談・苦情窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

(1) ご利用者相談・苦情窓口 やわらぎ苑上磯 事務長

電話 0138—49—8080

E-mail roken@yawaragikai.com

(2) 北斗市役所 民生部保健福祉課介護保険係

電話 73—3111

(3) 北海道国民健康保険団体連合会 総務部介護保険課企画・苦情係

電話 011—231—5161

訪問看護ステーション（介護予防訪問看護ステーション）やわらぎ

利用契約書

利用者（以下「甲」という）と事業者・訪問看護ステーションやわらぎ（以下「乙」という）とは、訪問看護サービスまたは介護予防訪問看護サービス（以下「訪問看護サービス等」という）の利用に関して、次の通り契約を結びます。

（目的）

- 第1条 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて生活の質を確保し、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう甲の療養生活を支援し、健康管理及び日常生活活動の維持回復を目指すことを目的として訪問看護サービス等を提供します。
- 2 乙は、訪問看護サービス等の提供にあたっては、甲の要介護状態・要支援区分および甲の被保険者証に記載された認定審査会の意見に従います。

（契約期間）

- 第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- ただし、契約期間満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で自動更新されるものとし、以後も同様とします。
- 2 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は更新前の契約期間の満了日から更新後の要介護認定の有効期間満了日までとします。

（運営規程の概要）

- 第3条 乙の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、訪問看護サービスの内容等）、従業員の勤務体制などは、重要事項説明書に記載した通りです。

（訪問看護計画等の作成）

- 第4条 1 乙は、主治医の指示、甲の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて訪問看護計画または介護予防訪問看護計画（以下「訪問看護計画等」という）を作成し、訪問看護計画等の作成後も当該実施状況の把握に努めます。
- 2 訪問看護計画等には、療養上の目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。
- 3 訪問看護計画等は、居宅サービス計画または介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という）が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
- 4 乙は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する訪問看護サービス等の目的に従い、訪問看護計画等の変更を行います。
- ①甲の心身の状況、置かれている環境などの変化により、当該訪問看護計画等を変更する必要がある場合
 - ②甲が訪問看護サービス等の内容や提供方法などの変更を希望する場合
- 5 前項の変更に際して、居宅サービス計画等の変更が必要となる場合は、速やかに甲の居

宅介護支援事業者または介護予防支援事業者（以下「居宅介護支援事業者等」という）に連絡するなど必要な援助を行います。

乙は、訪問看護計画等を作成、または変更した際には、これを甲及びその後見人または家族に対して説明し、その同意を得るものとします。

（主治医との関係）

第5条 乙は訪問看護サービス等の提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。

2 乙は、主治医に訪問看護計画書等及び訪問看護報告書等（訪問看護報告書または介護予防訪問看護報告書）を提出し、主治医との密接な関係を図ります。

（担当の訪問看護師）

第6条 乙では、固定の担当制を設けておりません。複数の看護師の視点から全身状態を観察、把握できるよう努めております。

2 甲は、乙に対し訪問看護師の変更を申し出ることができます。その場合、第1条に規定する訪問看護サービス等の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、甲の希望に沿うようにいたします。

（訪問看護サービス等の内容及びその提供）

第7条 乙は、訪問看護師を派遣し、契約書別紙のサービス内容説明書に記載の訪問看護等を提供します。

2 乙は、甲に対して訪問看護サービス等を提供するごとに、「当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬などの必要事項を、甲が依頼する居宅介護支援事業者等が作成する所定の書面に記載し、甲の確認を受けることとします。

3 乙は、甲の訪問看護サービス等の実施状況などに関わる記録を整備し、その完結の日から5年間これを保存しなければなりません。

4 甲及びその家族（家族がいない場合は後見人）は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。

ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

（居宅介護支援事業者等との連携）

第8条 乙は、甲に対して訪問看護サービス等を提供するにあたり、甲が依頼する居宅介護支援事業者等またはその保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な関係に努めます。

（協力義務）

第9条 甲は、乙が甲のために訪問看護サービス等を提供するにあたり、可能な限り乙に協力します。

（苦情対応）

第10条 乙は苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した訪問看護サービス等について、甲やその家族または後見人から苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

（緊急時の対応）

第11条 乙は、現に訪問看護サービス等の提供を行っているときに、甲に容体の急変が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡を取るなど必要な対応を講じます。

（費用）

第12条 甲は乙に対し、本契約書に基づく介護保険サービスの対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び甲が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払います。

2 乙は、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、甲及び甲の家族が指定する送付先に対し、毎月8日に送付します。なお、8日が土・日・祝日に当たる時は、その翌日とします。

3 甲は、乙に対し当該合計額をその月の15日までに支払うものとします。なお、8日前に支払うことは原則できないものとします。また、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によるものとします。

4 乙は、甲又は甲の家族から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、甲及び甲の家族が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

5 乙は、甲の経済状態等に変動があった場合、利用料金を変更することがあります。

6 サービスの利用をキャンセルする場合は、すみやかにご連絡ください。

利用者様の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。

（利用者負担額の滞納）

第13条 甲が正当な理由なく利用者負担額を3か月以上滞納した場合は、乙は30日以上期間を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

2 前項の催告をしたときは、乙は、甲の居宅サービス計画等を作成した居宅介護支援事業者等と、甲の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画等の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うものとします。

3 乙は、前項に定める協議を行い、かつ甲が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。

4 乙は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として訪問看護サービス等の提供を拒むことはありません。

（秘密保持）

第14条 乙は正当な理由がない限り、業務上知り得た甲及びその家族または後見人の秘密を洩らしません。

2 乙及びその職員は、サービス担当者会議等において、甲及びその家族または後見人に関する個人情報を用いる必要がある場合には、使用目的を説明し同意を得なければ、使用することができません。

（甲の解除権）

第15条 甲は7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

（乙の解除権）

第16条 乙は、甲が法令違反またはサービス提供を阻害する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となったときは、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

2 乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって、主治医、甲の居宅サービス計画等を作成した居宅介護支援事業者等、公的機関などと協議し、必要な援助を行います。

（契約の終了）

第17条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- ①甲が要介護（支援）認定を受けられなかったとき
- ②第2条第1項及び第2項により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき
- ③甲が第15条により契約を解除したとき
- ④乙が第13条または第16条により契約を解除したとき
- ⑤甲について医療機関に入院する必要が生じ、その医療機関において甲を受け入れる態勢が整ったとき
- ⑥甲について他の介護保険施設への入所が決まり、その施設において甲を受け入れる態勢が整ったとき
- ⑦甲が死亡した場合

（損害賠償）

第18条 乙は、訪問看護サービス等の提供に際し、甲に事故が発生した場合には、速やかに主治医、市町村、介護支援専門員、甲の家族または後見人へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 乙は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録し、その完結の日から2年間これを保存します。

3 乙は、事故により、甲の生命、身体、財産に損害が発生した場合には、直接発生した損害に限り、速やかにその損害を賠償します。

ただし、乙に故意・過失がない場合は、この限りではありません。

（契約に定めのない事項）

第19条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めるものとします。

訪問看護ステーションやわらぎ 緊急時訪問看護（24 時間体制）連絡対応に関する同意書

緊急時訪問看護（24 時間連絡体制）について、以下に掲げる事項のいずれにも該当し、ご本人やご家族等からの連絡相談に支障がない体制を構築している場合、看護職員以外の職員が連絡相談を担当しても差し支えないこととされています。当事業所におきましても、体制を整備した上で、看護職員以外の職員が連絡相談にあたる事があります。

（1）看護職員以外の職員が、ご本人やご家族等からの電話連絡・相談に対応する際のマニュアルが整備されている。

（2）緊急の訪問看護の必要性の判断を、看護職員が速やかに行える連絡体制及び、緊急訪問看護が可能な体制が整備されている。

（3）事業所の管理者は、連絡相談を担当する看護職員の勤務体制・勤務状況を常に把握している。

（4）看護職員以外の職員は、電話連絡・相談を受けた際に、所定の記録用紙に情報を記載するとともに、速やかに看護職員へ報告する。報告を受けた看護職員は訪問の必要性を判断するとともに、報告内容等を所定の記録用紙に記録する。

（5）上記対応について、ご本人やご家族等の同意を得た上で実施する。

（6）訪問看護ステーションやわらぎは、連絡・相談を担当する看護職員以外の職員について指定権者に届け出る。

個人情報使用同意書

私（利用者）及びその家族の個人情報については、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用する事に同意します。

1 使用する目的

介護保険サービスの利用のための市町村、居宅支援事業者、その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、在宅療養に必要となる、医療機関等への療養情報の提供。

2 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者。

3 使用する期間

契約で定める期間。

4 使用にあたっての条件

- （１）個人情報の提供は、１に記載する目的の範囲内で必要最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- （２）事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。
- （３）介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。
なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守すること。

5 個人情報の内容（例示）

- （１）氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が施設サービス支援を行う為に最低限必要な利用者や家族・個人に関する情報。
認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見、介護保険サービス提供時 個人調査票、サービス計画、ホームページ等への掲載。
- （２）その他の情報

重要事項説明書、契約書及び個人情報使用同意書に基づいて説明をさせて頂きました。

令和 年 月 日

北斗市追分5丁目3番13号
訪問看護ステーションやわらぎ
理 事 長 枝 澤 寛

説明者 _____

本契約を証するため、甲乙は署名又は記名押印のうえ本契約書を2通作成し、甲乙各1通、保有します。

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、本契約を申し込みます。

(利用者 甲) 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 () ー _____

代 筆 者 _____ 続柄 () _____

代筆理由： ☐ 手が不自由 ☐ 認知症 ☐ その他

私は、以上の契約につき説明を受け、身元引受人の責任について理解しました。

(身元引受人) 住 所 _____

氏 名 _____

甲との続柄 () _____

電話番号 () ー _____

当施設は、甲の申込を受け、本契約に定める義務を誠実に履行します。

(事業者 乙) 所 在 地 北斗市追分5丁目3番13号

名 称 医療法人やわらぎ会

訪問看護ステーションやわらぎ

理 事 長 枝 澤 寛

電話番号 0 1 3 8 (49) 8080

〔請求書・明細書及び領収書の送付先〕

住 所	
氏 名	(続柄)
電話番号	

〔緊急時の連絡先〕

住 所	
氏 名	(続柄)
電話番号	

ア 訪問看護（要介護 1～要介護 5 の方）の料金（※「1 割負担」の場合）

【基本料金】

サービス 提供時間	20 分未満	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満	理学療法士等によ る訪問の場合 (1 回 20 分)
看護師による 訪問の場合	314 円	471 円	823 円	1,128 円	294 円
准看護師による 訪問の場合	上記の 90/100 の料金	上記の 90/100 の料金	上記の 90/100 の料金	上記の 90/100 の料金	

【 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合】 1 月につき 2,961 円

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本料金に以下の料金が加算されます。

加 算 名	料 金	
初回加算（Ⅰ）	1 月につき	350 円
初回加算（Ⅱ）	1 月につき	300 円
退院時共同指導加算	1 回につき	600 円
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	1 月につき	600 円
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	1 月につき	574 円
特別管理加算Ⅰ	1 月につき	500 円
特別管理加算Ⅱ	1 月につき	250 円
ターミナルケア加算	死亡月につき	2,500 円
遠隔死亡診断補助加算	1 回につき	150 円
専門管理加算	1 月につき	250 円
看護体制強化加算Ⅰ	1 月につき	550 円
看護体制強化加算Ⅱ	1 月につき	200 円
看護・介護職員連携強化加算	1 月につき	250 円
複数名訪問加算Ⅰ	(30 分未満)	1 回につき 254 円
	(30 分以上)	1 回につき 402 円
複数名訪問加算Ⅱ	(30 分未満)	1 回につき 201 円
	(30 分以上)	1 回につき 317 円
長時間訪問看護加算 （1 時間 30 分以上の訪問）	1 回につき	300 円
口腔連携強化加算	1 回につき	50 円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1 回につき	6 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	1 回につき	3 円

※サービス実施地域以外の方は、上記金額に 5%加算されます。

※基本料金に対して、サービス提供開始時間が早朝（6 時～8 時）・夜間（18 時～22 時）帯のときは 25%増し、深夜（22 時～6 時）帯のときは 50%増しの料金となります。

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画（または介護予防訪問看護計画）に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。

なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者様の同意を得て、居宅サービス計画等の変更の援助を行うとともに訪問看護計画または介護予防訪問看護計画の見直しを行います。

※主治医（介護老人保健施設の医師を除く）から、急性憎悪などにより一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示を受けた場合は、その指示日から 14 日間に限って、介護保険による訪問看護は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

※下記の場合のサービス提供については、基本料金が 90/100 へ減算されます。

- （養護老人ホーム、経費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限ります）
- ・事業所と同一の建物内、または事業所と隣接する敷地内の建物に利用者様が居住している場合
 - ・事業所の敷地外ではあるが、その建物に居住する利用者様の数が 1 月あたり平均 20 人以上である場合

【減算】以下の要件に該当する場合、上記の基本料金から減算されます。

減 算 名	料 金
同一建物減算 1	1 月につき 所定単位数の 10%減算
同一建物減算 2	1 月につき 所定単位数の 15%減算
業務継続計画未実施減算	1 月につき 所定単位数の 1.0%減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	1 月につき 所定単位数の 1.0%減算
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超過している場合 又は特定の加算を算定していない場合	8 単位/回 減算

イ 介護予防訪問看護（要支援 1・要支援 2 の方）の料金 （※「1 割負担」の場合）

【基本料金】

サービス 提供時間	20 分未満	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満	理学療法士等によ る訪問の場合 (1 回 20 分)
看護師による 訪問の場合	303 円	451 円	794 円	1,090 円	283 円
准看護師による 訪問の場合	上記の 90/100 の料金	上記の 90/100 の料金	上記の 90/100 の料金	上記の 90/100 の料金	

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本料金に以下の料金が加算されます。

加 算 名	料 金	
初回加算	1 月につき	300 円
退院時共同指導加算	1 月につき	600 円
緊急時訪問看護加算	1 月につき	574 円
特別管理加算Ⅰ	1 月につき	500 円
特別管理加算Ⅱ	1 月につき	250 円
看護体制強化加算	1 月につき	100 円
複数名訪問加算Ⅰ	(30 分未満)	1 回につき 254 円
	(30 分以上)	1 回につき 402 円
複数名訪問加算Ⅱ	(30 分未満)	1 回につき 201 円
	(30 分以上)	1 回につき 317 円
長時間訪問看護加算 (1 時間 30 分以上の訪問)	1 回につき	300 円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1 回につき	6 円
サービス提供体制強化加算②	1 回につき	3 円

※サービス実施地域以外の方は、上記金額に 5%加算されます。

※基本料金に対して、サービス提供開始時間が早朝（6 時～8 時）・夜間（18 時～22 時）帯のときは 25%増し、深夜（22 時～6 時）帯のときは 50%増しの料金となります。

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画（または介護予防訪問看護計画）に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。

なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者様の同意を得て、居宅サービス計画等の変更の援助を行うとともに訪問看護計画または介護予防訪問看護計画の見直しを行います。

※主治医（介護老人保健施設の医師を除く）から、急性憎悪などにより一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示を受けた場合は、その指示日から 14 日間に限って、介護保険による訪問看護は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

※下記の場合のサービス提供については、基本料金が 90/100 へ減算されます。

- （養護老人ホーム、経費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限ります）
- ・事業所と同一の建物内、または事業所と隣接する敷地内の建物に利用者様が居住している場合
 - ・事業所の敷地外ではあるが、その建物に居住する利用者様の数が 1 月あたり平均 20 人以上である場合

【減算】以下の要件に該当する場合、上記の基本料金から減算されます。

減 算 名	料 金
同一建物減算 1	1 月につき 所定単位数の 10%減算
同一建物減算 2	1 月につき 所定単位数の 15%減算
利用を開始した日の属する月から 起算して 12 月を超えた期間に介 護予防訪問看護を行った場合	介護予防訪問看護費の減算(※)を算定している場合 15 単位/回減算
	介護予防訪問看護費の減算(※)を算定していない場合 5 単位/回減算

【その他の料金】

死後の処置	7,000 円
通常の業務の実施地域を超える場合 の交通費	往復 5 km以上 200 円
	往復 10 km以上 300 円
駐車料金	実費

医療保険の場合（健康保険の負担割合額・公費の利用に応じてお支払いいただきます）

【訪問看護】

(1) 基本料金（10割負担表記）

訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで		5,550 円/日
	週4日目以降		6,550 円/日
	PT・OT・ST による訪問		5,550 円/日
訪問看護基本療養費Ⅱ	同一建物・同日2人	週3日目まで	5,550 円/日
		週4日目以降	6,550 円/日
	同一建物・同日 3人以上	週3日目まで	2,780 円/日
		週4日目以降	3,280 円/日
	PT・OT・ST による訪問	同一建物同日2人	5,550 円/日
		同一建物同日3人以上	2,780 円/日
訪問看護基本療養費Ⅲ（外泊中の訪問看護）			8,500 円/日
訪問看護管理療養費	月の初日		7,670 円/日
	月の2日目以降		2,500 円/日

(2) 加算料金（該当する場合のみ）

難病等複数回訪問加算	1日2回 訪問した場合	同一建物2人以下	4,500 円/日
		同一建物3人以上	4,000 円/日
	1日3回以上 訪問した場合	同一建物2人以下	8,000 円/日
		同一建物3人以上	7,200 円/日
緊急訪問看護加算	月14日目まで		2,650 円/日
	月15日目以降		2,500 円/日
乳幼児加算	厚生労働大臣が定める者		1,800 円/月
	上記以外の場合		1,300 円/月
長時間訪問看護加算			5,200 円/回
夜間・早朝訪問看護加算（18:00～22:00、6:00～8:00）			2,100 円/回
深夜訪問看護加算（22:00～6:00）			4,200 円/回
複数名訪問看護加算	看護師等	同一建物2人以下	4,500 円/日
		同一建物3人以上	4,000 円/日
	看護補助者	同一建物2人以下	3,000 円/日
		同一建物3人以上	2,700 円/日
24 時間対応体制加算			6,800 円/月
特別管理加算	重症度の高いもの		5,000 円/月
	上記以外		2,500 円/月
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問の場合		8,400 円/月
	上記以外の場合		6,000 円/月
在宅患者連携指導加算			3,000 円/月

在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回まで）	2,000 円/回
看護・介護職員連携強化加算	2,500 円/月
退院時共同指導加算	8,000 円/月
特別管理指導加算	2,000 円/月
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円/月
特別看護ターミナルケア療養費 1	25,000 円/月
特別看護ターミナルケア療養費 2	10,000 円/月
訪問看護情報提供療養費 1.2.3	2,000 円/月
遠隔死亡診断補助加算	1,500 円/月

【精神科訪問看護】

(1) 基本料金（10割負担表記）

精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで		5,550 円/日
	週4日目以降		6,550 円/日
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ	同一建物同一日 2人	週3日目まで	5,550 円/日
		週4日目以降	6,550 円/日
	同一建物同一日 3人以上	週3日目まで	2,780 円/日
		週4日目以降	3,280 円/日
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ	外泊中の訪問看護		8,500 円/日
訪問看護管理療養費	月の初日		7,670 円/日
	月の2日目以降		2500 円/日

(2) 加算料金（該当する場合のみ）

精神科緊急訪問看護加算	月 14 日目まで		2,650 円/日
	月 15 日目以降		2,000 円/日
長時間精神科訪問看護加算（90 分を超えた場合）			5,200 円/回
夜間・早朝訪問看護加算			2,100 円/回
深夜訪問看護加算			4,200 円/回
精神科複数回訪問加算	1 日 2 回 訪問した場合	同一建物 2 人以下	4,500 円/日
		同一建物 3 人以上	4,000 円/日
	1 日 3 回以上 訪問した場合	同一建物 2 人以下	8,000 円/日
		同一建物 3 人以上	7,200 円/日
複数名精神科訪問看護加算	看護師等	同一建物 2 人以下	4,500 円/日
		同一建物 3 人以上	4,000 円/日
	看護補助者	同一建物 2 人以下	3,000 円/日
		同一建物 3 人以上	2,700 円/日
24 時間対応体制加算			6,800 円/月
特別管理加算	重症度の高いもの		5,000 円/月
	上記以外		2,500 円/月

退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問の場合	8,400 円/月
	上記以外の場合	6,000 円/月
在宅患者連携指導加算		3,000 円/月
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回まで）		2,000 円/回
看護・介護職員連携強化加算		2,500 円/月
退院時共同指導加算		8,000 円/月
特別管理指導加算		2,000 円/月
訪問看護医療 DX 情報活用加算		50 円/月
特別看護ターミナルケア療養費 1		25,000 円/月
特別看護ターミナルケア療養費 2		10,000 円/月
訪問看護情報提供療養費 1,2,3		2,000 円/月
遠隔死亡診断補助加算		1,500 円/月

【その他の料金】

死後の処置	7,000 円
通常の業務の実施地域を超える場合 の交通費	往復 5 km以上 200 円
	往復 10 km以上 300 円
駐車料金	実費